

別添

規則等の名称	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
根拠法令	<p>1 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により改正される道路交通法（昭和35年法律第105号）</p> <p>2 道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）により改正される地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）</p>
趣旨	<p>道路交通法の一部改正に伴い、自動運転レベル4に相当する、運転者がいない状態での自動運転が「特定自動運行」と定義づけされ、特定自動運行の許可に対する事務が公安委員会の事務と定められた。</p> <p>また、同事務の審査等に係る手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正で新たに定められ、よって関連する徳島県警察関係事務手数料条例を改正するもの。</p>
概要	<p>徳島県警察関係事務手数料条例を改正し、新たに次の事務の手数料を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定自動運行の許可の申請に対する審査 79,200円 ・ 特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査 78,500円
施行日	令和5年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>国の行政機関である警察庁が行政手続法の規定による意見公募手続きを経て定めた法改正であり、同改正の内容に準じた条例改正であるため。</p>
その他参考事項	